

平成 21 年度 浄化槽に関する調査研究助成実施要領

財団法人日本環境整備教育センター

1 目的

この要領は、浄化槽にかかわる新技術の開発に寄与することを目的として、その基盤となる学術研究および調査に対して、財団法人日本環境整備教育センター（以下「教育センター」という）が実施する浄化槽に関する調査研究助成（以下、「研究助成」という）に関して必要な事項を定める。

2 助成対象者

大学、国公立研究機関および公益法人研究機関等に所属する研究者等とする。

3 調査研究内容および課題

研究助成の対象となる課題は浄化槽に係る新技術の開発、生活排水処理手法等、原則として浄化槽に関する研究とする。

4 助成額

助成総額は、100 万円程度とする。

5 調査研究期間

原則として、助成を受けた年度の末までに調査研究の成果が得られるものとする。

ただし、研究の内容およびその他の状況により必要と認められる場合には、その期間を延伸することができる。

6 他の助成等との関係

他の機関の助成又は補助の有無にかかわらず研究助成の対象とする。

7 選考

- 1) 研究助成の申請課題にかかる選考は教育センターに設置した「研究助成委員会」において行う。
- 2) 委員は、理事長が指名する者とする。
- 3) 委員長は、委員の互選によるものとする。

8 決定および通知

研究助成の決定は理事長が行い、研究代表者に通知する。

9 申請手続

申請は、研究代表者が所定の申請書により申し込む方法とする。

10 研究報告書等

研究助成を受けた者は、調査研究の成果（中間報告書および最終報告書）および助成金

用途の概要（収支明細書等）を当法人に報告しなければならない。

なお、中間報告書、最終報告書および収支明細書等の様式、提出日は別途定める。

11 調査研究成果の公表

公表は自由であるが、公表にあたっては、教育センターの助成を受けている旨を明記するものとする。

なお、教育センターが研究論文集として刊行している「浄化槽研究」および機関誌「月刊浄化槽」への掲載、または教育センターが指定する全国浄化槽技術研究集会等における発表等にも応じなければならない。

12 報告会

研究助成を受けた者は、その研究成果を教育センターが実施する研究助成にかかる報告会（全国浄化槽技術研究集会における研究発表会を含む）において発表しなければならない。

13 無体財産権の帰属

研究助成を受けた調査研究の成果から発生する工業所有権等については、研究者又は研究者の所属する機関に帰属するものとする。

14 委任

この要領に定めるもののほか、研究助成に関し必要な事項は、理事長が別に定める。